特定非営利活動法人朴の会 役員報酬規程

（目的）
第１条　この規程は、特定非営利活動法人朴の会（以下「法人」という。）の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

（役員）
第２条　この規程で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

（報酬及び費用の支給）
第３条　法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は支給しない。ただし、旅費などの実費、有給職員として職務を遂行した際は職員給与規程に基づき、支給することができる。

（補則）
第４条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議をもとにこれを定める。

附　則

１　この規程は令和２年３月３日から施行する。

特定非営利活動法人朴の会 職員給与規程

（目的）
第１条　この規程は、特定非営利活動法人朴の会（以下「法人」という。）の事務局職員（以下「職員」という。）の給与等に関する事項について定めることを目的とする。

（適用範囲）
第２条　この規程は、職員として採用された者に対して適用する。

（給与等の定義）
第３条　この規程で給与とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

（均等待遇）
第４条　職員の国籍、信条、又は社会的身分を理由として、給与において差別的扱いをすることはない。

（給与の決定）
第５条　給与は職員の勤務形態に応じて、理事長がこれを定め、総会に報告するものとする。

（給与計算期間と支払日）
第６条　給与計算期間は、毎月１日から末日までとし、翌月末日までに支給する。

（給与の支払い方法）
第７条　給与は、職員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払う。
２　口座振り込みを希望する職員は、所定の手続きにより給与の振り込みを受ける預貯金の口座を法人に届け出なければならない。

（給与からの控除）
第８条　給与の支払いに当たって、次に掲げる各号のものを控除する。但し、パートタイム職員については、法に規定されているものに限り控除する。
（１）給与所得税及び住民税
（２）健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料

（時間給）
第９条　職員の時間給は別紙労働条件通知書に定める通りとする。
２　本規定に定めのない事項については、理事長が理事会の決議をもとにこれを定める。

（交通費）
第 10 条　職員の交通費は、実費を支給することとする。

（退職時の給与の支払）
第 11 条　職員が死亡し、又は退職した場合の当該給与計算期間の給与について、第６条の規定にかかわらず、本人又は遺族から請求があった場合は、未払の給与を７日以内に支払うことができる。規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議をもとにこれを定める。

附　則

１　この規程は令和２年３月３日から施行する。

附　則

１　この規程は令和３年９月２２日から施行する。

附　則

1　この規程は令和５年３月７日から施行する。

書式第１７号（法第５５条関係）

特定非営利活動促進法第54条第２項第３号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人朴の会	事業年度	令和７年１月１日～令和７年12月31日

1　**資金に関する事項**［①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項］

※　丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第２項第３号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第１項各号に対応しています。以下同じです。

(1)　収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
チケット代金収入	492,000円
正会員会費収入	52,000円
賛助会員会費収入	161,000円
寄付金収入	2,758,670円
募金収入	486,521円
広告掲載収入	300,000円
受取助成金収入	2,003,000円
受取利息収入	3,966円
チャリティーシート代金収入	33,000円
公演参加費	450,000円
雑収益	193円
合計	6,740,350円

(2)　借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

(3)　その他

なし

元書類収受日 令和8年3月31日
差替書類収受日 令和8年6月31日

2　取引の内容に関する事項［③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項　イ　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引　ロ　役員等との取引］

(1)　収益の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]		1,003,000 円	受取助成金収入
		1,000,000 円	受取助成金収入
		407,670 円	受取寄附金収入
		300,000 円	受取寄附金収入
		300,000 円	広告掲載収入

(2)　費用の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]		985,606 円	出演料等
		[redacted]	職員給与(R7.1-12 月支払分)
		704,343 円	出演料等
		636,954 円	出演料等
		605,250 円	事務所使用料 (R7 年間基本料 +R7.1-12 月時間使用料)

(3)　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ　資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	

ロ　資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	

ハ　役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
[redacted]		事務局　使用賃料	R7.1.1～ R7.12.31	605,250円	建物使用貸借契約に基づく
		ごえんなこんさぁと事業　編曲料	R7.10.18	356,387円	請求に基づく
		ごえんなこんさぁと事業　合唱指導料	R7.10.18	10,000円	請求に基づく 一回￥10,000
		ごえんなこんさぁと事業　台本料	R7.10.18	55,685円	請求に基づく
		ごえんなこんさぁと事業　指揮・出演料	R7.10.18	70,684円	請求に基づく
		とどけ隊事業　出演料	R7.1.20～ R7.12.15	417,625円	一公演￥16,705 25回分
		とどけ隊事業　出演料	R7.6.1～ R7.12.22	66,822円	一公演￥22,274 3回分
		とどけ隊事業　出演料	R7.6.30	27,842円	一公演￥27,842 1回分
		とどけ隊事業 年間ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ料	R7　年間	55,685円	一年￥55,685
		ごえんなこんさぁと事業　合唱指導伴奏料	R7.10.18	30,000円	請求に基づく 一回￥10,000 3回分
		ごえんなこんさぁと事業　出演料	R7.10.18	55,685円	請求に基づく
		とどけ隊事業　出演料	R7.1.20～ R7.12.15	417,625円	一公演￥16,705 25回分
		とどけ隊事業　出演料	R7.6.1～ R7.12.22	133,644円	一公演￥22,274 6回分
		ごえんなこんさぁと事業　制作謝礼	R7.10.18	167,056円	請求に基づく
		ごえんなこんさぁと事業　出演料	R7.10.18	50,116円	請求に基づく
		とどけ隊事業　出演料	R7.1.20～ R7.12.15	384,215円	一公演￥16,705 23回分
		とどけ隊事業　出演料	R7.11.16 ～ R7.12.22	44,548円	一公演￥22,274 2回分
		とどけ隊事業　出演料	R7.6.1～ R7.6.26	83,526円	一公演￥27,842 3回分
		とどけ隊事業 年間ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ料	R7　年間	55,685円	一年￥55,685
		とどけ隊事業 DVD編集謝礼	R7.1.20～ R7.12.15	200,460円	一公演￥16,705 12回分
		ごえんなこんさぁと事業　譜めくり・楽屋ｻﾎﾟｰﾄ謝礼	R7.10.18	5,568円	請求に基づく

[redacted]	名刺　ﾃﾞｻﾞｲﾝ・印刷手配料	R7.1.24	67,379円	請求に基づく 16人分	
	ごえんなこんさぁと事業　印刷物ﾃﾞｻﾞｲﾝ・印刷手配料	R6.11.30 R7.10.18	178,192円	請求に基づく 一回￥89,096 2回分	
	とどけ隊事業　印刷物ﾃﾞｻﾞｲﾝ・印刷手配料	R7.6.1	44,548円	請求に基づく	
	広報誌原稿料	R7.4.7 R7.12.10	22,274円	請求に基づく 一回￥11,137 2回分	
	ごえんなこんさぁと事業　合唱指導料	R7.10.18	20,000円	請求に基づく 一回￥10,000 2回分	
	ごえんなこんさぁと事業　合唱団ｻﾎﾟｰﾄ謝礼	R7.10.18	33,411円	請求に基づく	
	ごえんなこんさぁと事業　撮影料	R7.10.18	22,274円	請求に基づく	
	ごえんなこんさぁと事業　受付ｻﾎﾟｰﾄ謝礼	R7.10.18	1,113円	請求に基づく	
	ごえんなこんさぁと事業　制作謝礼	R7.10.18	167,056円	請求に基づく	

3　寄附者に関する事項［④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日］

氏　　名	寄　附　金　額	受領年月日
なし	円	
	円	

元書類収受日 令和8年3月31日
差替書類収受日 令和8年8月31日

4　役員等に対する報酬又は給与の状況［⑤イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）、ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額］

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注１）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）

氏　　名	職　名	法人との関係（注２）	報酬・給与の区　　分	支給期間等	支　給　金　額

（注２）注１の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集　計　期　間	令和７年１月１日　～令和７年12月31日

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
２人	914,598円

5　支出した寄附金に関する事項［⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日］

支出先の名称等	住　　所　　等	支出年月日	支　出　金　額	寄附の目的等
[redacted]		R7.10.30	100,000円	難病の子どもたちの支援
		R7.10.30	100,000円	難病の子どもたちの支援
		合　　計	200,000円	

6　海外への送金等に関する事項［⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日］

実　施　日	使　　途	金　　額
．　．	なし	円

書式第７号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第３表）　（初葉）

法人名	特定非営利活動法人朴の会	チェック欄

３ 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること　✓

イ　役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ３分の１以下であること

(1) 役員及びその親族等

(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

ロ　各社員の表決権が平等であること

ハ　会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること

ニ　支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

区分＼項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 ②÷①	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 ④÷①
		①	②	③	④	⑤
ⓐ	令和７年１月１日 ～令和７年12月31日	１１人	０人	０％	０人	０％
ⓑ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	％	人	％
ⓒ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	％	人	％
ⓓ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	％	人	％
ⓔ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	％	人	％
ⓕ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	％	人	％
申請時		人	人	％	人	％

（注１）　各欄の人数等は、第３表付表１「役員の状況」から転記してください。

（注２）　③及び⑤については、小数点以下第２位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第３表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい・(いいえ)	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	(はい)・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

㊟　該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第３表付表２「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第３表）記載要領

項　　目	記　載　要　領	注　意　事　項
イの各欄	区分欄の「ⓐ～ⓕ」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第３表付表１「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	①　「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ②　「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第３表付表２「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	

記載要領の補足

○　二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第８号（法第４４条・５１条・５８条関係）

役　員　の　状　況

第３表付表１

法人名	特定非営利活動法人朴の会	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役　員　数		１１人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		０人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		０人	人	人	人	人	人	人

役　員　の　内　訳

氏　名	住　所	職名	続柄等	就任等の状況 ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時	就任・退任年月日
野本 千佳子（筧 千佳子）	[redacted]	理事	[redacted]	○							平成20年12月16日就任
式守 正則		理事		○							平成28年10月31日就任
前田 恵（市川 恵）		理事		○							平成27年5月18日就任
大塚 雅仁		理事		○							平成30年1月30日就任
阿部 尚広		理事		○							平成30年1月30日就任
袴田 容		理事		○							平成30年1月30日就任
藤村 雄志		理事		○							平成30年1月30日就任
山下 公輔		理事		○							平成30年5月1日就任
杉田　定大		理事		○							令和5年10月3日就任
渡上　智之		理事		○							令和7年9月22日就任

秋山　五郎	[redacted]	監事	[redacted]	○							平成27年5月18日 就任

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

書式第９号（法第４４条･５１条･５８条関係）

元書類収受日 令和8年3月31日
差替書類収受日 令和8年6月31日

帳 簿 組 織 の 状 況

第３表付表２

法人名	特定非営利活動法人朴の会

伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト「会計王」による ルーズリーフ	都度	７年
寄附者名簿	ルーズリーフ	毎月	７年
仕訳帳	会計ソフト「会計王」による ルーズリーフ	都度	７年
固定資産税台帳	エクセルデータ ルーズリーフ	年一回	７年

（記載要領）

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

書式第１０号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第４表）　（初葉）

法人名	特定非営利活動法人朴の会	チェック欄
		✓

４　事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

イ　宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ　役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ　実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が８０%以上であること

ニ　実績判定期間における受入寄附金総額の７０%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

・　「認定基準等チェック表（第４表）」は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第４表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。

・　認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１３号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第５表）

法人名	特定非営利活動法人朴の会	チェック欄
５　次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ　特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ　各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ　役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ　収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ　助成の実績を記載した書類		✓

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 **※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。**	同　意	
	(する)	しない

イ	①　事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ②　役員名簿 ③　定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
ホ	次の事項を記載した書類 ①　収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ②　資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③　次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位５者との取引 ・　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④　寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤　役員等に対する報酬又は給与の状況 a　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

（注意事項）

・認定基準等チェック表第５表は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

書式第１４号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第６、７、８表）

法人名	特定非営利活動法人朴の会

認定基準等チェック表　（第６表）

６　実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第２８条に規定する事業報告書等を同法第２９条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄

特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ
有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無

認定基準等チェック表　（第７表）

７　法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄
	✓

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実
その他公益に反する事実の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
有　・　(無)	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無

注・認定基準等チェック表（第７表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表　（第８表）

８　申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後１年を超える期間が経過していること	チェック欄

事業年度	月　日～　月　日	設立年月日	平成　年　月　日

（注意事項）

- 法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）の記載の必要はありません。また、法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１５号（法第４４条・５１条・５８条関係）

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人朴の会	チェック欄

認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 ✓

1　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合

イ　認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 (注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

二　暴力団の構成員等 (注2)

2　認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人

3　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

4　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。

5　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人

6　次のいずれかに該当する法人

イ　暴力団

ロ　暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
二	暴力団の構成員等の有無	有・(無)

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人	はい・(いいえ)

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・(いいえ)

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記４に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること （注１）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注２）役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・(いいえ)
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・(いいえ)